



県章

# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

214 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 1
215 道路の区域変更	(道路保全課)..... 1
216 廃川敷地の発生	(河川課)..... 2
217 道路の指定の取消し	(建築住宅課)..... 2
218 道路の指定	( )..... 2

### ○ 内水面漁場管理委員会告示

1 令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定	..... 3
----------------------------	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第214号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市上谷字日陰163番1地先から同市上谷字日陰165番2地先まで	旧	4.46 } 20.82	147.30	
同上	新	9.33 } 23.15	142.60	

**和歌山県告示第216号**

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 河川の名称 二級河川有田川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 令和8年3月27日
- 3 廃川敷地の位置 有田市山田原字鍛冶屋原107番11及び同市山田原字鍛冶屋原107番12
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地131㎡

**和歌山県告示第217号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、指定を取り消した道路に関する図面及び調書は、西牟婁振興局建設部に備え付けて縦覧に供する。

令和8年3月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定を取り消した道路の指定番号	指定を取り消した道路の位置（起点）	取消年月日	指定を取り消した道路	
	指定を取り消した道路の位置（終点）		幅員 メートル	延長 メートル
田辺-0182	田辺市上秋津4656番1の先、4656番5の内	令和 8.3.6	4.00	12.56
	田辺市上秋津2556番2の内、4661番の先			
田辺-0254	田辺市下三栖104番1の内、104番5の内	令和 8.3.6	4.00	17.40
	田辺市下三栖104番6の内、104番7の内			
白浜-0152	西牟婁郡白浜町栄227番6、227番7の内	令和 8.3.6	4.00	38.48
	西牟婁郡白浜町栄237番1の内、237番の内			

**和歌山県告示第218号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく道路を次のとおり指定した。

なお、指定道路に関する図面及び調書は、西牟婁振興局建設部に備え付けて縦覧に供する。

令和8年3月27日

指定番号	指定した道路の位置（起点）	指定年月日	指定道路	
	指定した道路の位置（終点）		幅員 メートル	延長 メートル
田辺-0341	田辺市中三栖1829番1の先、1832番1の先 ----- 田辺市中三栖1849番の内、1850番の内	令和 8.3.6	4.00	28.05
田辺-0342	田辺市中芳養330番2の先、314番2の先 ----- 田辺市中芳養317番3の先、322番3の先	令和 8.3.6	4.00	100.55
田辺-0343	田辺市下三栖627番の先、632番2の先 ----- 田辺市下三栖627番の内、634番の内	令和 8.3.6	4.00	17.50
田辺-0344	田辺市上秋津2092番9の先 ----- 田辺市上秋津2092番2の先、2092番9の先	令和 8.3.6	4.00	8.80
田辺-0345	田辺市下三栖643番の先、646番の先 ----- 田辺市下三栖667番の先、668番1の内	令和 8.3.6	4.00	75.05
田辺-0346	田辺市下三栖104番5の先、104番8の先 ----- 田辺市下三栖104番6の内、104番7の内	令和 8.3.6	4.00	10.12
田辺-0347	田辺市中三栖1030番1の先 ----- 田辺市中三栖1031番の内	令和 8.3.6	4.00	24.20
田辺-0348	田辺市中三栖1031番1の先、1032番の先 ----- 田辺市中三栖1033番の内、1034番1の内	令和 8.3.6	4.00	26.00
白浜-0390	西牟婁郡白浜町栄227番3の先、227番7の先 ----- 西牟婁郡白浜町栄235番1の内、237番の先	令和 8.3.6	4.00	36.57

## 内水面漁場管理委員会告示

## 和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和8年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

令和8年3月27日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 川口 恭弘

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量（以上）
十津川村漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	230,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	20kg

紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	160,000尾
		もくずがに	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	50,000尾
	和内共第38号	あまご	20,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	40,000尾
		あまご	10,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	400,000尾
	和内共第39号	もくずがに	15,000尾
日高川漁業協同組合		和内共第13号	あゆ
	こい		20,000尾
	もくずがに		15,000尾
	うなぎ	20kg	
和内共第15号	あまご	80,000尾	
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	8,000尾
		うなぎ	7kg
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	70,000尾
		あまご	10,000尾
		もくずがに	5,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	230,000尾
		あまご	30,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	200,000尾
		もくずがに	10,000尾
		うなぎ	10kg
	和内共第27号	あまご	10,000尾
和内共第28号	あまご	10,000尾	
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	40,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	10,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第40号	あゆ	350,000尾
		あまご	20,000尾
		うなぎ	20kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、令和7年6月2日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上